

## バナー広告掲載規定

### 第1条

この規定は、静岡学園中学校・高等学校同窓会（以下、「静学同窓会」という。）が、インターネット上に公開しているホームページ（以下、「HP」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

### 第2条

静学同窓会HPのトップページに掲載する広告は、バナー広告とし、次に掲げるものを除くものとする。

- （1）法令又は条例に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- （2）公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- （3）人権侵害や名誉棄損、各種差別的な内容のもの
- （4）政治活動又は宗教活動に関するものや、国内世論が大きく分かれているもの
- （5）第三者の肖像権、商標権、著作権、財産権、プライバシーを侵害するおそれのあるもの
- （6）他を誹謗・中傷したり、閲覧者に不快や不安を与えたりするおそれのあるもの
- （7）社会的に適切でないもの
- （8）法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品やサービスを提供するもの
- （9）ギャンブルにかかわるもの
- （10）誇大表示や不当表示等、表現方法が適切なもの
- （11）消費者保護の観点からふさわしくないもの
- （12）個人又は団体等の意見広告にかかわるもの
- （13）責任の所在が明らかでないと判断されるもの
- （14）静学同窓会HP公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- （15）報告掲載の決定を受けた者（以下、「広告主」という。）以外の企業広告や事業者名、商品及びサービスが掲載されているもの
- （16）当会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- （17）前各号に掲げるもののほか、静学同窓会HPの広告として当会が判断するもの

2 次の業種・事業者の広告は掲載しない。

- （1）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に掲げる営業に該当するもの並びに風俗営業に類似した業種
- （2）消費者金融並びに高利貸し
- （3）規制の対象となっていない業種において、社会問題を起こして業種や事業者
- （4）法律の定めのない医療行為を行う施設

(5) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中の事業者

(6) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適切でないと当会が認めたもの

3 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定した HP（以下、「広告主 HP」という。）の内容についても適用する。

（広告掲載の申し込み及び決定）

### 第3条

静学同窓会 HP に広告を掲載しようとする者（以下、「申込者」という。）は、当会 HP バナー広告掲載申込書（以下、「申込書」という。）を当会に提出しなければならない。提出締切日は、掲載希望月の前月 5 日（5 日が休日の場合は直前の平日）とする。

2 当会は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

（広告原稿の作成等）

### 第4条

広告主は、掲載希望月の前月 20 日（20 日が休日の場合は直前の平日）までに、広告原稿を提出しなければならない。

2 バナー広告のデザインについては、当会 HP の信用性等を損なうようなものである場合、当会は、広告主に取り消し及び変更を求めることができる。

3 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

（広告の掲載場所等）

### 第5条

広告の掲載場所は、当会 HP のトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、当会が指定するものとする。

2 広告の掲載可能枠数は、原則 4 枠とする。

3 当会は第 1 項の掲載場所に不足が生じた場合や、広告主から希望があった場合等、広告掲載場所を追加して設ける場合があると判断した場合、あらたに広告掲載場所を設置することができる。

（広告の掲載期間）

### 第7条

広告掲載期間は、原則として 1 年単位とし、最長 3 年までとする。それ以降については、再度契約を交わすものとする。

2 広告は、契約開始月の 1 日（土・日・祝日の場合は、翌平日）の午前 10 時から掲載をはじめ、契約終了月の翌月 1 日（土・日・祝日の場合は、翌平日）の午前 10 時をもって終了するものと

する。

(広告掲載料と納付)

#### 第8条

広告掲載料は、次のとおりとする。

(会員) 1年間 10,000円(税込)

- 2 広告主は、当会が発行する請求書により、掲載希望月の前月20日(20日が休日の場合は直前の平日)までに、広告掲載料を一括で振り込まなければならない。なお、振込手数料は、広告主が負担する。

(広告掲載料の返還)

#### 第9条

広告掲載料は返還しない。ただし、当会の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(広告掲載内容の変更)

#### 第10条

広告掲載期間中に広告主が広告内容やリンク先URLを変更する場合、変更する日から起算して5営業日以内に変更後のバナーに表示する文字及びリンク先URLを当会Eメール宛に提出し、確認を行うものとする。

(広告掲載の取り消し)

#### 第11条

当会は、次の規定に該当する場合、広告主への催告やその他何らかの手続きを要すること無く広告掲載を取り消すことができる。

- (1) バナー広告の原稿提出が20日(20日が休日の場合は直前の平日)までにない時
- (2) 広告掲載料の納付が25日(25日が休日の場合は直前の平日)までにない時
- (3) 広告主HPが、閉鎖された時
- (4) 広告主の倒産等により広告を掲載する必要が無くなった時
- (5) 広告主HPの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態に至っていると判断した時
- (6) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適切であると判断した時。

- 2 第1項の規定により広告掲載を取り消した場合、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(静学同窓会HPの変更及び中止)

#### 第12条

当会は、特段の事情により必要と認めた場合に限り、申込者に事前に通知することなく、当会HPの一部又は全部を変更することがある。

(静学同窓会HPの中断)

#### 第13条

当会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に事前に通知することなく、一時的に当会HPの提供の一部又は全部を中断する場合がある。

- (1) 当会HPのシステム保守点検を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 停電、天災など不可抗力により当会HPの提供をできなくなった場合
- (3) その他、運用上、当会が一時的な中断を必要とした場合

(損害賠償責任)

#### 第14条

申込者は、本規定に違反し又は広告を掲載することに関して、当会に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

- 2 申込者は、本規約に違反し又は広告を掲載することに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、申込者自身で解決するものとし、当会に損害を与えることのないものとする。
- 3 当会は、静学同窓会HPの変更、中止、中断及び広告掲載することに関して、申込者が損害を被った場合においても、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務を負わないものとする。

#### 第15条

この規定に定めのないものについては、当会と広告主が協議の上、決定するものとする。

(附則)

この規定は、(2024年)令和6年10月20日から施行する。